

海道)、女川(宮城)、柿岡(茨城)、下里(和歌山)、阿蘇(熊本)、鹿屋(鹿児島)の6観測所が設けられているが、東経140度線附近の地磁気現象ならびにこれと関連している所の電離層の現象を探ろうとする場合、現在では上記日本の6観測所の他マニラ(フィリピン)、ガム(米)の観測所の資料を聞いて解析にあたっているが、鹿屋とマニラは他の観測所に比べてその距離は大きいということだけにとどまらず、赤道地方と中緯度地方の境界にあたるところが抜けている格好になっている。このようなことから沖縄に地磁気観測所を設けることは、日本の地磁気観測のためにも又世界のためにも非常に有意義なことである。

なお、同じ理由からI Q S Yの国際機関であるC I G-I Q S Y Committeeは本年3月の第2回総会において、沖縄に地磁気観測所を設置することを勧告している。

6-13

庶発第157号 昭和39年3月23日

科学技術庁長官
外務大臣
大蔵大臣
文部大臣 殿

日本学術会議 会長 朝永 振一郎

国際協同研究について(伝達)

本会議は、昭和38年5月28日付庶発第401号により標記のことについて内閣総理大臣あて勧告し、あわせて貴職あて写を送付いたしました。

その後、昨年12月にインドのジャイプールで宇宙線国際会議が開催された際にIUPAP宇宙線委員会が開催され、「宇宙線の国際協同研究」について討議の結果、これに関するステートメントを採択し各国の科学者代表機関に送付されましたが日本学術会議にも送付がありました。

このことについて、本会議は、第247回運営審議会において検討した結果、このステートメントおよび趣旨を、関係省庁へ伝達することを決定しました。

つきましては、同封写のとおり、御送付申し上げますから御検討の上格別の御配慮をお願いいたします。

◇宇宙線の国際協同研究について(趣旨)

宇宙線の研究には、これまでも国際協同研究が盛んに行われ成果を上げてまいりましたが、現在活発に行われ成果を上げつつあるものに次のものがあります。

1. インド、コラ金鉱に於ける日本、インド協同の地下宇宙線研究
2. ボリビヤ、チャカルタヤ高山観測所に於ける日本、ブラジル協同のジェットシャワー研究
3. ボリビヤ、チャカルタヤ高山観測所に於ける日本、ボリビヤ、アメリカ協同の空気シャワー研究

この金鉱及び高山観測所はその地理的条件から、他にかけがえのない場所であります。いずれのプロジェクトも日本の研究者が中心となつて進められておりますが、研究費の面からは日本からの寄与は低く、旅費、滞在費の全額及び研究費の殆どは相手国に負っているのが現状であります。

経済的には、日本よりはるかに悪い条件にあり、中には外貨経済事情が最近悪化している国もあ

ります。そのために国際協同研究の将来の発展はきわめてあやぶまれます。

宇宙線国際会議では、これら協同研究の成果が高く評価されましたのを考え、委員会は、その将来を心配して、関係各国の科学者代表機関に申し入れて、各国の政府の援助を求めることにしました。

中でも、日本に対しては、学術会議がすでに国際協同研究について政府に勧告していることを考えて、政府がその勧告を実行することを要望したものであります。

1964年度 学術関係国際会議出席者（第1次）

- ① 国際経営学大会（5.17～5.21）ザールブリュッケン（ドイツ）東大（経）教授 中村常次郎
- ② 第8回国際大ダム会議（5.4～5.8）エジンバラ（イギリス）東大（工）教授 国分 正胤
- ③ 第14回国際外科学会（5.11～5.16）ウィーン（オーストリア）新潟大（医）教授 堺 哲 郎

6-14

庶発第266号 昭和39年5月12日

内閣総理大臣 池 田 勇 人 殿

日本学術会議 会長 朝 永 振一郎

（写送付先、科学技術庁長官、大蔵・文部両大臣）

文化財保護について（勧告）

標記のことについて、本会議第41回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

最近の急速な開発事業の進展に伴い、史跡・名勝・天然記念物・民俗資料・埋蔵文化財など各種の文化財が損傷あるいは破壊される事例が増加してきた。この事態にかんがみ、わが国の重要な文化財保護政策を強化するための緊急措置を講ぜられたい。

理 由

近時の急速な開発事業の進展により、国土の自然並びに人文の様相は急激に変貌しつつある。このこと自体は国力伸張のあらわれとして大いに喜ぶべきであるが、反面天然記念物・史跡・名勝・埋蔵文化財・民俗資料などの各種の文化財が損傷ないし破壊され、国土本来の姿がうしなわれ、荒廃しようとしているのは寒心にたえない。

この事態にかんがみ、国が指定した文化財をはじめ、他にかけがえのない天然記念物や文化的遺産・遺跡を後世につたえる措置をほどこすことは、いまや緊急を要することとなっている。

文化財の保存は現代の将来に対する、ならびに日本の世界に対する責務である。永久的且つ国際的価値をもつ文化財を現時点のせまい視野にたつ利害によつて失う愚をおかしてはならない。と同時に高度の利用を要請されているわが狭い国土で、その開発に規制を加える保存事業はきびしいとりくみを必要とされる。

かつて本会議は昭和25年に制定をみた文化財保護法について意見をのべたが、開発の急激化した今日、その目的を達成するには法の運用の強化、予算の増加、機構の整備等格段の措置が必要とされると共に新しい事態に即する法の再検討を行なうことが必要である。特に、たとえば次の諸点については早急に適切な措置を講ぜられることがのぞましい。